



EAnetwork

木枯らし吹く季節となり、早いもので今年も残り少なくなってまいりました。皆様、いかがお過ごしでしょうか。先日産休中の弊社の社員が、まだ2ヶ月弱の赤ちゃんを連れて社を訪れてくれました。その場に赤ちゃんがいるだけで自然とみんなの顔がほころび、社内が一気に幸せ色に包まれたひとときでした。芽を出したばかりの小さな命へ、希望に満ちた明るい未来を繋げるのは、私たちの責任であると思いを新たにしました。

☆ Environmental column ☆

フェイズ I 評価の規格化の動きーその 5[ASTM フェイズ I 規格の定義]

ASTM では、フェイズ I を『環境サイトアセスメント実務規格：フェイズ I 環境サイトアセスメント実施手順』規格：E1527 として規定している。なお、最新の規格は 2005 年に改訂されており、E1527-05 と称している。E1527-05 の第 7 章に“フェイズ I 環境サイトアセスメント”の定義が示されており、以下に抜粋を記述する。

7. フェイズ I 環境サイトアセスメント

7.1 目的ーフェイズ I 環境サイトアセスメントは、実務規格の実施の範囲で、不動産に関する REC's を特定することを目的とする。

7.2 4 つの構成要素ーフェイズ I 環境サイトアセスメントは、以下の 4 要素により構成される。

7.2.1 記録のレビュー (Records Review 資料等調査に相当)

7.2.2 サイト調査 (Site Reconnaissance 現地立入調査)

7.2.3 聞き取り調査 (Interviews)

7.2.3.1 その不動産の過去と現在の所有者および占有者への聞き取り

7.2.3.2 地方行政機関の担当者への聞き取り

7.2.4 報告書 (Report 評価と報告)

7.3 各部の調整 (省略)

7.4 試料採取は行わないー本実務規格には、いかなる資料分析あるいは試料採取も含まれない。

7.5 フェイズ I を実施することができる者

7.5.1 環境プロフェッショナル (Environmental Professional) の責務

7.5.2 (省略)

“記録のレビュー”は規格書 E1527-05 の第 8 章に詳細に記述されている。フェイズ I では全ての記録を対象とする義務は無い。合理的に確認可能な記録に基づき行うこととされており、合理的に確認可能な記録とは、①誰でもが閲覧できる公的な情報、②妥当な時間(20日以内)と費用(コピー代、送料程度)で入手できる情報、③特別な解析を必要としない情報である。具体的な確認可能な情報として、環境関連の情報源(Standard Environmental Record Sources: 標準環境情報源)、および情報源に応じて検索する範囲(Approximate Minimum Search Distance: 概略最小検索距離)が定められている。また、土地利用履歴に関する情報(Historical Use Information: 利用履歴情報)の標準的な情報源(Standard Historical Sources: 標準履歴情報源)も、必要な項目を示している。次ページに、標準環境情報源と概略最小検索距離、および標準履歴情報源を表記する。

“サイト調査”、“聞き取り調査”、“報告書”については次回以降に記述する。

表一 連邦の標準環境情報源と概略最小検索距離

標準環境情報源〔連邦〕	概略最小検索距離
連邦 NPL サイトリスト	1.0 マイル (1.6km)
連邦削除 NPL サイトリスト	0.5 (0.8)
連邦 CERCLIS リスト	0.5 (0.8)
連邦 CERCLIS NFRAP サイトリスト	0.5 (0.8)
連邦 RCRA 非 CORRACTS TSD 施設リスト	0.5 (0.8)
連邦 RCRA 排出者リスト	当該地および隣接不動産
連邦の制度的管理／技術的管理登録	当該不動産のみ
連邦の ERNS リスト	当該不動産のみ

NPL：国家対策実施優先リスト

CERCLIS：スーパーファンド法情報システム

NFRAP：スーパーファンド法の下での追加浄化対策が計画されていない、以前の CERCLIS サイト

RCRA：資源回復保護法

CORRACTS：RCRA に基づく修復措置の対象となった施設

TSD：使用・貯蔵・処分

ERNS：緊急措置通告システム

表二 標準履歴情報源

空中写真	
火災保険図	保険会社独自の作成図面
不動産税台帳	日本では当事者以外への開示は困難
土地権原記録	不動産登記簿
地形図	
地方街路要覧	日本では住宅地図が代用
建設局記録	建設新生児の調査・設計記録
ゾーニング記録／土地利用記録	用途区分図（都市計画図）
その他の情報	

日本において標準環境情報源に相当すると考えられる情報源を下記に示す。なお、検索距離についてはわが国では法的根拠のある基準は存在しない。

- 水質汚濁防止法に係る届出書類
- 下水道法に係る届出書類
- 土壤汚染対策法が定めた指定区域の指定台帳
- 自治体が制度化した土壤汚染調査結果届出書
- 消防署等が管理する事故報告書（情報開示請求が必要な場合がある）
- その他、自治体の環境白書等

☆土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

環境省 HP では 2007 年 11 月 29 日現在、指定区域状況が「2007 年 10 月 31 日現在」となっております。環境省の HP に掲載されている自治体に限り、弊社独自に「2007 年 9 月 16 日～11 月 29 日」の期間について調査（HP や直接電話で確認調査）をした結果をまとめました。詳細は以下の通りです。

環境省 HP に掲載されている指定区域（2007 年 10 月 31 日現在）は 116 カ所、一部解除されている区域は 12 ケ所、解除は 115 カ所の計 243 カ所となっています。

弊社の調査結果（2007 年 11 月 29 日現在）では土壌汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 112 カ所になっています。また、過去に指定され、一部解除されている地域は 13 ケ所、指定が解除された区域が 122 カ所となっています。

調査の結果、新規情報（HP と異なる）が 12 カ所あったため、お知らせ致します。

67：船橋市北本町 1 丁目（一部解除）H19.11.12

74：東京都調布市国領町 4 丁目（解除）H19.11.22

142：栃木県宇都宮市清原工業団地（解除）H19.11.29

145：東京都北区志茂 3 丁目（解除）H19.11.19

167：富山県高岡市横田（解除）H19.11.9

197：東京都調布市仙川町 3 丁目（解除）H19.11.22

209：東京都品川区西五反田 5 丁目（解除）H19.11.28

210：東京都板橋区舟橋 3 丁目（解除）H19.11.28

未掲載：東京都大田区東六郷 1 丁目（指定）H19.10.19

未掲載：埼玉県さいたま市大宮区三橋 3 丁目（指定）H19.11.12

未掲載：埼玉県八潮市南川崎（指定）H19.11.13

未掲載：東京都江東区木場 1 丁目（指定）H19.11.19

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染に関するご質問など、お気軽にFax またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

このEAnetworkは、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、またはeanews@earth-app.co.jpまでご連絡ください。

弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが同様にご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

株式会社アースアプレイザル

編集者：藤井史枝

伊藤祥子

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル（北海道）、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・りんかい日産建設・協和地下開発・神港サービス（関東）、アイエーシー（神奈川）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、日本地研・アースアプレイザル九州（福岡）、リサイクルワン、アースアプレイザル GF（大阪）